

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2340号)

令和3年1月27日

横情審答申第2340号

令和3年1月27日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年6月19日栄戸第221号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「神奈川県弁護士会から請求者（特定個人）に対する照会書及び照会事項（回答書を含む）を記載した文書。戸塚区と栄区の両方。但し、平成29年12月から起算して平成31年3月までの間 担当部所 税務課、保険年金課、戸籍課、水道局」のうち、栄区戸籍課分」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「神奈川県弁護士会から請求者（特定個人）に対する照会書及び照会事項（回答書を含む）を記載した文書。戸塚区と栄区の両方。但し、平成29年12月から起算して平成31年3月までの間 担当部所 税務課、保険年金課、戸籍課、水道局」のうち、栄区戸籍課分」の保有個人情報保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「神奈川県弁護士会から請求者（特定個人）に対する照会書及び照会事項（回答書を含む）を記載した文書。戸塚区と栄区の両方。但し、平成29年12月から起算して平成31年3月までの間 担当部所 税務課、保険年金課、戸籍課、水道局」のうち、栄区戸籍課分」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成31年4月8日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第6項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

栄区総務部戸籍課（以下「栄区戸籍課」という。）では、平成29年12月から平成31年3月までの間に、神奈川県弁護士会から審査請求人の保有個人情報について照会を受け付けた事実がないことから、本件において対象とされた個人情報は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 審査請求人の所有する不動産（以下「本件不動産」という。）は、弁護士（以

下「本件弁護士」という。)により、一般の先取特権に基づいて差し押さえられ、不動産競売申立て(以下「本件不動産競売申立て」という。)をされた。民法(明治29年法律第89号)第335条第1項では、「一般の先取特権者は、まず不動産以外の財産から弁済を受け、なお不足があるのでなければ、不動産から弁済を受けることができない。」と規定されている。審査請求人は、本件不動産競売申立て当時、不動産以外の財産を保有していたにもかかわらず、本件弁護士は、不動産以外からの弁済を受けることなく、本件不動産競売申立てを行っており、本件不動産競売申立ては違法である。

- (3) 本件不動産競売申立てにあたり、本件弁護士は、審査請求人に民法第335条第1項で規定する不動産以外の財産がないことの報告書(以下「本件報告書」という。)を裁判所に提出している。本件報告書では、審査請求人が金銭的、経済的困窮にあるなどと事実無根のねつ造をもって中傷・誹謗がされている。これらの本件弁護士の主張は、本件弁護士が実施機関から提供された審査請求人の税金等の滞納の有無という実施機関の握っている審査請求人の個人情報を用いている。審査請求人が調査したところ、これらの個人情報は、弁護士法(昭和24年法律第205号)第23条の2に基づき、本件弁護士の申し出により、神奈川県弁護士会から実施機関への照会が行われ、これに対し実施機関が審査請求人の個人情報を提供したことにより、本件弁護士が取得したものである。本件弁護士は、これらの個人情報を審査請求人の経済的な困窮を証する証拠として裁判所に提出している。

したがって、実施機関は、神奈川県弁護士会から実施機関への審査請求人の個人情報に係る照会に対し実施機関が審査請求人の個人情報を提供した事実を隠しており、これを不存在と偽ることは違法である。

なお、審査請求人は、経済的な困窮から滞納しているのではなく、実施機関職員らによる組織的な犯罪に対する抵抗である。

5 審査会の判断

- (1) 栄区戸籍課の分掌事務について

栄区戸籍課では、栄区における横浜市区役所事務分掌規則(昭和52年6月横浜市規則第68号)第2条第1項総務部の項戸籍課の部に掲げる戸籍及び戸籍証明に関すること、住民基本台帳に関すること等の事務を分掌している。

- (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報、平成29年12月から平成31年3月までの期間（以下「本件請求期間」という。）に、戸籍又は住民基本台帳に係る審査請求人の個人情報について、神奈川県弁護士会が栄区戸籍課に対して照会した照会書及び回答書を含む照会事項を記載した文書と解される。

審査請求人は、本件不動産競売申立ての証拠書類として栄区戸籍課の保有する審査請求人の個人情報が裁判所に提出されていることから、本件請求期間に神奈川県弁護士会から栄区戸籍課への照会はあったはずであり、神奈川県弁護士会からの照会書やそれに対する栄区戸籍課の回答書が存在すると主張している。

栄区戸籍課は、本件請求期間に神奈川県弁護士会から審査請求人の個人情報に係る照会を受けた事実がないことから、本件保有個人情報を作成し、又は取得していないとして、非開示としている。

(3) 本件保有個人情報の不存在について

ア 栄区戸籍課は、本件保有個人情報を保有していないと説明しているため、この点について栄区戸籍課に確認したところ次のとおり説明があった。

(ア) 栄区戸籍課では、弁護士法第23条の2に基づく照会を含む外部機関からの保有個人情報の照会書について、回答をする場合、しない場合にかかわらず、すべて横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第2条第2項の文書管理システムに収受登録している。照会書に対して回答する場合は、文書管理システムにより回答文を起案し、決裁を受けている。照会書に対して回答しない場合については、把握している限りでは過去にそのような事例はないが、文書管理システムにより回答しない旨の決裁を受けることになる。

(イ) 本件処分をするにあたって、栄区戸籍課では、本件請求期間における神奈川県弁護士会からの審査請求人に係る個人情報の照会書を収受していないこと、また回答文の起案を行っていないことを文書管理システムで確認した。

(ウ) したがって、本件請求期間の神奈川県弁護士会からの審査請求人の個人情報に係る照会書及び当該照会書に対する回答書等は存在しない。

イ 上記アの栄区戸籍課の本件保有個人情報の検索方法に特段不自然な点はなく、本件請求期間に神奈川県弁護士会から審査請求人の個人情報に係る照会がなかったことから、本件保有個人情報は保有していないという栄区戸籍課の説明は、是認できる。

ウ 審査請求人は、本件不動産競売申立てにおいて、栄区戸籍課の保有する審査請求人の個人情報に記載された文書が裁判所に提出されていると主張しているため、以下この主張について検討する。

(ア) まず、不動産競売申立てに係る一般的な必要書類として、栄区戸籍課の保有する審査請求人に係る個人情報に記載された文書が裁判所に提出された可能性について検討する。

(イ) 本件不動産競売申立ては一般の先取特権に基づくものとのことであるが、不動産競売に係る一般的な必要書類は、申立書、不動産登記事項証明書、公課証明書、債務者の住民票等である（民事執行規則（昭和54年最高裁判所規則第5号）第173条第1項、第23条及び第23条の2参照。）。

(ウ) このうち、区の戸籍課が保有する個人情報に記載された文書は、住民票であるが、弁護士は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の3第2項に基づき、受任している事件に住民票の写しが必要である旨の申出をし、かつ、当該申出を市町村長が相当と認めた場合は、住民票の写しの交付を受けることができる。横浜市においては、各区役所若しくは行政サービスコーナーに日本弁護士連合会統一用紙である住民票の写し等職務上請求書を提出する又は横浜市郵送請求事務センターに同請求書を郵送することにより受任事件に係る住民票の写しを取得することができる。

したがって、上記の方法によって取得できるにもかかわらず、本件弁護士が、弁護士法第23条の2に基づく照会によって、栄区戸籍課から審査請求人の住民票を取得したとは考え難い。

(エ) また、不動産競売に係る一般的な必要書類とは別に、栄区戸籍課の保有する審査請求人に係る個人情報に記載された文書が裁判所に提出されたということも考えられるが、そのような事実は、審査請求人の提出書類からは確認できなかった。

エ また、審査請求人は、本件報告書を審査請求書に添付し、本件報告書が、栄区戸籍課が本件弁護士に提供した審査請求人の個人情報に基づいて作成されているとも主張しているため、この点について検討する。

(ア) 当審査会において、本件報告書を見分したところ、審査請求人の金銭的な困窮をうかがわせる旨の主張がなされていた。

(イ) しかしながら、栄区戸籍課の所掌事務は上記(1)のとおりであり、栄区戸籍

課の保有する審査請求人の個人情報を根拠に本件弁護士が上記のような主張をしたとは考え難い。

(ウ) したがって、栄区戸籍課が本件弁護士に提供した審査請求人の個人情報に基づいて、本件報告書が作成されていることを推認させる事情は認められない。

オ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 西川佳代

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和元年6月19日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和元年7月17日	・実施機関から反論書の写しを受理 ・審査請求人から意見書を受理
令和元年7月18日 (第249回第三部会) 令和元年7月23日 (第329回第一部会) 令和元年7月26日 (第363回第二部会)	・諮問の報告
令和2年9月9日 (第383回第二部会)	・審議
令和2年9月23日 (第384回第二部会)	・審議
令和2年10月14日 (第385回第二部会)	・審議
令和2年10月28日 (第386回第二部会)	・審議
令和2年11月10日 (第387回第二部会)	・審議
令和2年11月25日 (第388回第二部会)	・審議
令和2年12月9日 (第389回第二部会)	・審議